

第二次 平田村男女共同参画計画

令和8年3月

平 田 村

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 計画の内容

- 1. 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の体系と具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

基本目標Ⅰ：男女共同参画の正しい理解と意識啓発

- (1) 男女共同参画の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・・・・・・・ 6

基本目標Ⅱ：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

- (1) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備・・・・・・・・・・・・・・ 7

基本目標Ⅲ：生涯にわたる健康づくりの推進

- (1) 健やかに暮らせるむらづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

基本目標Ⅳ：配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 計画の推進

- 1. 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【参考】 男女共同参画政策に関する国内外・県内の動き・・・・・・・・ 12

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画改定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月制定）において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

国においては、同法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定しており、令和2年12月には第5次計画を策定し、「すべての女性が輝く令和の社会へ」を掲げ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

福島県では、令和3年12月に「ふくしま男女共同参画プラン」が改定されるなど、国や各自治体において様々な取り組みが推進されています。

本村では、令和2年3月に男女が対等な立場で活躍する社会の実現を目指して、男女共同参画の理念の普及と男女共同参画社会の形成を推進するために「平田村男女共同参画基本計画」を策定しました。

今回策定する「第二次平田村男女共同参画基本計画」は、「平田村男女共同参画基本計画」の計画期間満了を受けて策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、本村における男女共同参画社会の形成に関する施策を推進するために策定するものです。
- 本計画は、「女性活躍推進法」（平成27年法律第64号）第6条第2項の規定に基づき、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び県の「ふくしま女性活躍推進計画」を踏まえ、本村における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策について定める「市町村推進計画」と一体をなすものです。
- 本計画は、「平田村総合計画」をはじめ、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開するための計画です。

3. 計画の期間

本計画の期間は、村の最上位計画である「第6次平田村総合計画」に合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。ただし、計画期間中の国や県をはじめ社会情勢等の変化に応じて進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

第2章 計画の内容

1. 計画の基本理念

基本理念は、前計画を継承し以下のように設定します。

「男女がともに輝き、いきいきと暮らせる平田村」

2. 基本目標

基本理念に基づき推進する施策は、次の4つを基本目標とします。

基本目標Ⅰ：男女共同参画の正しい理解と意識啓発

基本目標Ⅱ：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

基本目標Ⅲ：生涯にわたる健康づくりの推進

基本目標Ⅳ：配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

3. 計画の体系と具体的内容

基本目標	具体的な施策	施策の内容
Ⅰ 男女共同参画の正しい理解と意識啓発	(1) 男女共同参画の理解促進	①男女共同参画を推進するための意識づくり ②各関係機関等との連携による啓発活動 ③防災・災害復興における男女共同参画の推進
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進 ②地域・生涯学習における男女共同参画に関する教育・学習の推進
Ⅱ ワーク・ライフ・バ	(1) 仕事と生活の調和に向けた環境	①仕事と生活の調和の考え方の普及啓

ランス（仕事と生活の調和）の推進	の整備	発 ②育児・介護にかかる環境づくりの推進
Ⅲ生涯にわたる健康づくりの推進	（１）健やかに暮らせるむらづくりの推進	①健康づくりの推進
	（２）福祉の充実	①地域福祉の推進 ②福祉サービスの充実
Ⅳ配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	（１）あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	①DV等に関する啓発活動の推進 ②暴力の被害者支援と再発防止対策

基本目標Ⅰ：男女共同参画の正しい理解と意識啓発

(1) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現のためには、村民や事業者が男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識が今なお根強く残っており、男女がともに社会参画するための環境の整備についても十分とは言えない状況にあります。

このような意識にとらわれず、すべての村民が性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるよう様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動をより一層推進していきます。

また、東日本大震災をはじめ近年の豪雨災害などの対応においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないことがあるなど、男女共同参画の視点からの災害対応について理解促進を図る必要があります。

① 男女共同参画を推進するための意識づくり

固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれることなく、すべての村民が個性と能力を十分に発揮できるよう広報・啓発活動をはじめ、様々な場や機会を通じ、村民の男女共同参画の意識の定着に努めます。

② 各関係機関等との連携による啓発活動

関係機関や各種団体等と連携・協働し、効果的に男女共同参画意識の啓発を図ります。

③ 防災・災害復興における男女共同参画の推進

地区防災計画や災害対応マニュアル等において男女共同参画の視点が配慮されるよう理解促進を図ります。平常時から男女共同参画の視点からあらゆる施策を推進することで、女性の視点の重要性について理解促進を図り、災害発生時に避難所の運営等に女性が参画し、女性と男性のニーズ等の違いに配慮した取組や安全・安心の確保が図られるようにし、地域防災力の向上に努めます。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて基本理念の考えやそれに基づく学習の機会を充実させ、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成する必要があります。

また、教育の充実が人格形成に大きな影響を与え、特に幼児期や児童期における男女共同参画の視点に立った教育は、人権を尊重する心を育むうえで重要です。

そこで、学校・地域・家庭等のあらゆる場において、男女共同参画意識の浸透を図るため、学習機会の充実を図るように努めます。

① 学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進

幼児・児童・生徒に対し、男女共同参画意識を醸成するため、社会の変化に対応し適切な教育内容の充実と指導の充実を図ります。

② 地域・家庭等における男女共同参画に関する教育・学習の推進

子どもから高齢者まで生涯にわたって、そのライフスタイルに応じた自主的な学習活動ができるよう情報の提供と学習機会の充実に努めます。

基本目標Ⅱ：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

（１）仕事と生活の調和に向けた環境の整備

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことのできないものです。仕事と生活それぞれの充実があってこそ、暮らしが豊かになります。

また、自分らしく生き生きと安心して暮らすには、ライフステージに応じて自らの望む多様な生き方が選択・実現できる社会を形成することが必要であることから、男女が共に仕事と家事、育児、介護等の家庭生活及び地域生活の均衡を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができる意識の醸成を図るとともに、仕事と生活の両立の希望が実現できる環境を整備する必要があります。

① 仕事と生活の調和の考え方の普及啓発

若者や高齢者、女性をはじめ、誰もが豊かで充実した生活を実感できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方や実践効果の普及・啓発に努め、自らの希望するバランスで職業生活や家庭・地域生活に参画できるよう環境づくりを推進します。

② 育児・介護にかかる環境づくりの推進

仕事と生活の調和の推進を図るため、育児、介護休業が取得できる環境づくりを推進するとともに、仕事と育児、介護の両立のため、子育て支援及び介護支援の充実を図ります。

基本目標Ⅲ：生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 健やかに暮らせるむらづくりの推進

男女共同参画社会を実現するうえで、生涯にわたり心身が健康であることが重要な要件となります。

このため、村民一人ひとりがその人らしい心豊かで健やかな生活を送るために、自らの健康に意識を持ち、健康に関する正しい知識を理解するとともに、一人ひとりが関心をもって健康づくりに取り組めるよう支援する必要があります。

① 健康づくりの推進

子どもから高齢者までライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、健康に関する正しい知識の普及と意識啓発を図るとともに、一人ひとりが健康に取り組みやすいよう、個人で実践できる環境づくりに努めます。

(2) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化は今後さらに急速に進むことが予想され、援助を必要とする高齢者や障がい者など様々な困難に直面する人々からの福祉ニーズはますます増大・多様化することが想定されます。

そこで、だれもが安心して暮らすことができるよう、村全体が一体となった地域福祉体制を整備し、多様な主体によるきめ細やかな支援をする必要があります。

① 地域福祉の増進

誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、地域住民をはじめ医療・介護・福祉の各機関、各種団体が相互に連携・協力しかゆいところに手が届くきめ細やかなサービスを受けられる体制づくりを推進します。

② 福祉サービスの充実

高齢者が健康でいきいきと元気に暮らすため、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなぐケアマネジメントの充実を図るとともに、各種相談窓口の周知と体制強化を図ります。

基本目標Ⅳ：配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

(平田村DV対策基本計画)

(1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）※1 や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）※2、売春、ストーカー行為※3などの女性に対する暴力は、家庭や社会における男性優位の意識や経済力の格差等、女性の人権が十分に配慮されていない社会構造が発生の一因になっていると考えられます。また、これらの暴力は、加害者やときには被害者にとっても暴力であるという認識が薄いことや、社会の理解が不十分なことにより、被害が潜在化しやすいため実態がわかりにくく、重大性が認識されにくい状況にあります。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありませんが、暴力の現状や社会構造の実態を踏まえ、女性に対する暴力を防ぐように、意識の啓発、被害の相談や届け出がしやすい環境の整備、行政の関係機関や民間団体との連携体制の強化等に努める必要があります。

職場においては、雇用主は被害の発生を未然に防止するための配慮義務が定められており、これに基づいて各企業等でも防止のための取り組みが進められていますが、より一層の呼び掛けが必要です。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で多く使用されます。主に家庭内の出来事であり被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分でなかったことから、この問題に対する取組が急がれています。身体的なものだけでなく精神的なものまでを含む概念として用いられる場合もあります。

※2 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用

の場合においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

※3 ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意（好感）の感情やそれが相手によって満たされなかったことに対する怨恨（えんこん＝恨み）の感情を満たす目的で、その特定の者又はその家族等に対してつきまとうなどの行為等を繰り返して行うことをいいます。

① DV等に関する啓発活動の推進

広報、講演会、学校教育等を通じて、DVやセクハラ等のあらゆる暴力は許される行為ではないという認識のもと、正しい知識の普及と理解促進を図ります。

② 暴力の被害者支援と再発防止対策

- 被害者の状況に応じた適切な保護のあり方について、関係機関と連携し検討を進めます。
- 被害者の身の安全を図るため、シェルター（緊急一時避難施設）等を運営する民間団体の育成、支援、連携のあり方等について、県や近隣市町村、関係機関等と連携を図りながら検討します。
- 被害者の自立に向けたカウンセリング等、支援体制及び相談体制を整備します。
- 女性の被害者支援を総合的、効果的に進めるため、関係機関や民間団体等と、きめ細かい連携体制を確立・強化し、具体的解決を図ります。

第3章 計画の推進

1. 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心になって関連施策を展開することはもとより、すべての村民、家庭、地域、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、基本目標を計画的に推進していく必要があります。

2. 推進体制

(1) 庁内の推進体制の明確化

庁内の職員一人ひとりが男女共同参画の理念を認識することに努め、推進体制を明確にします。

また、庁内での連携を図り、男女共同参画に関する施策の推進を図るとともに、本計画の推進及び進行管理を図ります。

(2) 事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、積極的に広報・啓発活動を実施し、事業者・関係機関・各種団体等の連携及び協力体制づくりに努めます。

【参考】男女共同参画政策に関する国内外・県内の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (於 メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976年 (昭和51年)		民報の一部改正 (婚氏続称制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1978年 (昭和53年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979年 (昭和54年)	国連総会 「女性差別撤廃条約」採択		婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 (於 コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女性差別撤廃条約」への署名 民報の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)	
1981年 (昭和56年)	「女性差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会の設置
1983年 (昭和58年)			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984年 (昭和59年)		国籍法の改正(父母両系主義)	
1985年	「国連婦人の十年」最終年世	「女性差別撤廃条約」批准	福島県婦人団体連絡協議会結

(昭和 60 年)	界会議 (於 ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 (夫人の年金権を保障)	成 (24 団体加入)
1986 年 (昭和 61 年)		婦人問題企画推進有識者会議 開催 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施
年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けての 国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 (高等学校家庭科男女必修 (平成 6 年))	「婦人の地位と福祉の向上の ための福島県計画」見直し
1988 年 (昭和 63 年)			「婦人の地位と福祉の向上の ための福島県計画」改定
1990 年 (平成 2 年)	国連経済社会理事会で「ナイ ロビ将来戦略の実施に関する 見直しと評価に伴う勧告」採 択		
1991 年 (平成 3 年)		「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画」(第一次改 定) 目標年度：平成 12 年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政 係」設置 婦人問題推進会議を「婦人問 題企画推進会議」と名称変更
1992 年 (平成 4 年)		育児休業法施行初の婦人問題 担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実 施
1993 年 (平成 5 年)	国連総会「女性に対する暴力 の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくり に関する推進体制の整備につ いて」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター(仮称) 整 備検討 福島県女性史の編纂
1994 年 (平成 6 年)	国際人口・開発会議 (於 カイロ)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」施 行 青少年女性課女性政策室の設 置

			婦人問題企画推進会議を「女性問題企画推進会議」と名称変更
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正(介護休業) ILO156号条約批准(家族責任を有する労働者の機会等の均等)	女性総合センター(仮称)基本構想策定
年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
1996年 (平成8年)		「男女共同ビジョン」答申(男女共同参画審議会) 「男女共同参画2000年プラン」策定	女性総合センター(仮称)基本計画策定
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998年 (平成10年)		「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出	女性総合センター(仮称)着工
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「第1次男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為の規制に関する法律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミット2000開催 (於 会津大学) 「男女共生センター」竣工 「ふくしま男女共同参画プラン」策定
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共同参画推進会議」と名称

		律」公布・一部施行	変更 「ふくしま男女共同プラン」 施行 男女共同参画推進連携会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 男女共同参画推進会議廃止
年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2002年 (平成14年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催 (於 男女共生センター)
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催 (於 男女共生センター) 「男女共同参画・配偶者等か

			らの暴力に関する意識調査」 実施
2005 年 (平成 17 年)		男女共同参画審議会から「男 女共同参画社会の形成の推進 に関する施策の基本的な方向 について」答申 「第 2 次男女共同参画基本計 画」策定	男女共同参画推進本部設置男 女共生ふくしまサミット開催 (於 ビッグパレット) 「ふくしま男女共同参画プラ ン」改訂
年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2006 年 (平成 18 年)		「国の審議会等における女性 委員の登用の促進について」 男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大 臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プ ラン」改訂	多様なチャレンジキャンペー ン事業「めざせ、理工系ガール」開催 (於 会津大学)
2007 年 (平成 19 年)		「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律」一部改正 「パートタイム労働法」一部 改正 「仕事と生活の調和（ワー ク・ライフ・バランス）憲 章」及び「仕事と生活の調和 推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」 開催 (於 男女共生センター)
2008 年 (平成 20 年)		内閣府に「仕事と生活の調和 推進室」設置 女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 改正「配偶者からの暴力の防	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等か らの暴力等に関する意識調 査」実施

		止及び被害者の保護に関する法律」施行	
2009年 (平成21年)		DV相談ナビ開始 平成21年度男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」(H22～H26)策定
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催 (於 ニューヨーク)	我が国初のAPEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合開催 「第3次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館10周年
年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2011年 (平成23年)		女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出(8月) 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告(8月)についての同委員会評価採択(11月)	
2012年 (平成24年)	APEC女性と経済フォーラム開催 (於 サンクトペテルブルク)	「女性の活躍による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2013年 (平成25年)		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2014年 (平成26年)	国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況のレビュー実施	第186回国会施政方針演説(内閣総理大臣)で、①全ての女性が活躍できる社会を創る②女性を積極的に登用し、	「女性活躍セミナー」実施 「男女共同参画・女性の活躍推進に関する意識調査」実施

	世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で安倍総理が「2020年まで指導的地位にいる3割を女性にする」旨宣言	国家公務員の採用を28年度から全体で3割にすると発言 女性の活躍促進に向けた公共用達及び補助金の活用に関する取組指針決定	
2015年 (平成27年)	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合開催 (於 ニューヨーク) 第3回国連防災会議開催 (於 仙台) ジェンダーの平等を含む17の目標を2030年までに取り組むSDGsを国連サミットで採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定	男女共生課に改編 男女共生センター開館15周年 「ふくしま女性活躍推進知事フォーラム」実施 「福島県女性活躍促進ネットワーク会議」実施 「女性活躍応援ポータルサイト」開設
年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2016年 (平成28年)			「ふくしま女性活躍応援会議」設立 「ふくしま女性活躍応援宣言」 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2017年 (平成29年)	国際女性会議WAW!開催 (於 東京) G7男女共同参画担当大臣会合開催 (於 イタリア)		「ふくしま女性活躍応援会議幹事会」設立 「ふくしま女性活躍応援会議リーダーパワーアップセミナー」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	「ふくしま女性活躍応援会議～女性も男性も輝く未来づくりシンポジウム～」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施
2019年 (平成31年、令和元年)			キラっ人さんと創る元気なふくしま「トークイベント・交流会」開催 講演会「経営戦略としてのワ

			ーク・ライフ・バランス」開催 「ふくしま女性活躍応援会議 および幹事会」実施
2020年 (令和2年)	国連総会 第4回世界女性会議25周年 記念ハイレベル会合開催 (於 ニューヨーク)	「第5次男女共同参画基本計 画」策定	男女共生センター開館20周 年 「ふくしま女性活躍促進知事 フォーラム」実施 講演会「新しい働き方と女性 活躍～コロナが変えた価値観 と働き方～」開催 「ふくしま女性活躍応援会議 および幹事会」実施
年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2021年 (令和3年)			講演会「女性活躍推進を实践 するための職場づくり～選ば れる企業になるために～」開 催 「ふくしま女性活躍応援会議 および幹事会」実施 「ふくしま男女共同参画プラ ン」改訂
2022年 (令和4年)	G7男女共同参画担当大臣会 合開催 (於 ベルリン) 「G7男女共同参画担当大臣 共同声明」が取りまとめられ る	「女性デジタル人材育成プラ ン」策定 「困難女性支援法」成立 「AV出演被害防止・救済 法」施行 「女性活躍・男女共同参画の 重点方針2022」決定	「ふくしま女性活躍推進シン ポジウム」開催
2023年 (令和5年)	G7男女共同参画・女性活躍 担当大臣会合開催 (於 日光市) 「G7ジェンダー平等大臣共 同声明(日光声明)」が取り まとめられる	「DV防止法」改正法成立 「LGBT理解増進法」成 立・施行 「女性活躍・男女共同参画の 重点方針2023」決定	「ふくしま女性活躍推進シン ポジウム」開催 「福島県困難な問題を抱える 女性への支援のための基本計 画」策定

<p>2024 年 (令和 6 年)</p>	<p>G 7 男女共同参画・女性活躍 担当大臣会合開催 (於 イタリア) 「G 7 男女共同参画担当大臣 共同声明」が取りまとめられ る</p>	<p>「女性活躍・男女共同参画の 重点方針 2024」決定</p>	<p>「福島県パートナーシップ制 度」開始 「ふくしま女性活躍推進シン ポジウム」開催</p>
----------------------------	--	---------------------------------------	---